

告 示

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に香南市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法、時期等について次のとおり定める。

令和 4 年 12 月 16 日

香南市長 濱田 豪太

香南市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要領

1 競争入札参加資格の延長

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 1 日までを始期として香南市競争入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者は、その資格の有効期間（以下「有効期間」という。）の始期にかかわらず令和 6 年 3 月 31 日まで有効期間を延長する。

延長を希望しない場合は、8 による変更届を提出し、取下を行うこと。

2 有効期間を延長する際に必要な提出書類

原則、提出の書類は要しない。ただし、営業所を受任者としている場合、委任状の期限が令和 5 年 3 月 31 日までとなっているため、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までを期限とする委任状を提出すること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

1 に該当しない者で、競争入札に参加できる者は、6 の(1)に記載する審査基準日において、次に掲げる事項に該当しない者で、競争入札参加資格審査を受け、香南市競争入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されたものとする。

- (1) 営業に関し、法律上必要な資格を有しない者
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者
- (4) 納期限の到来した国税・都道府県税・市区町村税を滞納している者（ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合はこの限りではない）
- (5) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年香南市規則第 2 号）第 2 条第 2 項第 5 号のいずれかに該当する者

6 受付期間及び有効期間

(1) 追加受付

審査基準日	受付期間	有効期間の始期
令和5年 1月 1日	令和5年 1月 4日 ～ 令和5年 1月 31日	令和5年 4月 1日

(2) 有効期間の終期は、令和 6 年 3 月 31 日とする。

(3) 土・日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、受付を行わない。

7 提出先

〒781-5292 高知県香南市野市町西野 2706 番地

香南市役所 住宅管財課 管財係

TEL (0887)57-7536 (直通)

FAX (0887)56-0576 (代表)

E-mail : nyusatu@city.kochi-konan.lg.jp

8 資格審査申請受付状況の確認

受付票の送付を希望する場合は、受付票（任意様式）と返信用封筒又は返信用はがきを添付すること。

※電話、メール等により受付状況を個別に問い合わせしないこと。

9 記載事項の変更届

有資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）は、申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があった場合は、変更届（様式第 7 号）に市が別に指定する添付書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 商号若しくは名称又は住所
- (2) 代表者等の職名又は氏名
- (3) 電話番号又はファックス番号
- (4) 技術職員の追加、変更、削除
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

10 業務・部門の追加申請

年度途中において、業務・部門の追加を希望する場合は、追加する業務に関する下記の書類を 1 部ずつ作成し提出すること。

- (1) 競争入札参加資格審査業務追加申請書 様式第 8 号
- (2) 添付書類（各種証明書、許可書等は全てコピー可）
 - ア 測量等実績調書 様式第 3 号
 - イ 技術職員名簿 様式第 4 号

ウ 技術職員総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第5号

エ 技術者実務経験証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第6号

※高知県内に本店を置く者のみ提出

オ 営業に関する登録証明書等

土木関係建設コンサルタント、地質調査業務、補償コンサルタントの登録を受けている場合は、国土交通省の受付印のある現況報告書の写しでア・イの書類に代えることができる。

1 1 資格の取消し

市長は、有資格者が次のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

- (1) 審査基準日以後に3の(1)から(5)に該当することとなった場合
- (2) 有資格者が参加資格審査申請書及び添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をした場合
- (3) 入札参加資格を辞退した場合

1 2 指名停止等

市長は、有資格者について業務に関し不誠実、法令違反等の行為があった場合は「香南市物品購入及び業務委託等の契約に関する指名停止措置要綱」第2条第1項の規定により指名停止を行うものとする。

1 3 会社組織の変更等

次の場合は、変更の事由が生じたその翌日を審査基準日とみなし、有資格者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められる場合は、有資格者名簿に登録するものとする。

- (1) 有資格者と他の有資格者、又は資格者名簿に登録されていない者（以下「無資格者」という。）が合併した場合
- (2) 有資格者である個人が法人組織に変更した場合
- (3) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- (4) 有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した場合

1 4 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を市長に報告することとし、この場合において、有資格者の申請により資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った場合
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った場合
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立てを行った場合

1 5 その他

申請書等への記入事項が未記入、添付すべき書類に不備があるなどの場合、資格の登録を行わない。

資格審査申請に必要な提出書類（新規の場合）

○・・・必ず提出

△・・・該当する場合に提出

	法人	個人	備考
競争入札参加資格審査申請書	○	○	様式第1号①②
営業所一覧表	○	○	様式第2号（既存のもの、現況報告書でも可）
測量等実績調書	○	○	様式第3号（既存のもの、現況報告書でも可）
技術職員名簿	○	○	様式第4号（既存のもの、現況報告書でも可）
技術職員総括表	○	○	様式第5号
技術職員実務経験証明書	△	△	様式第6号 高知県内に本店を置く者のみ該当
委任状	△	△	任意様式 参考様式あり
国税の納税証明書	○	○	本店所在地の税務署が発行する未納の税額がないことの証明書 証明書の種類 【法人の場合】 その3の3 【個人の場合】 その3の2 (それぞれ「その3」でも可) ※入札参加資格審査申請日から3カ月以内に発行されたもの
都道府県税の納税証明書	○	○	本店所在地の都道府県が発行する未納の税額がないことの証明書 ※入札参加資格審査申請日から3カ月以内に発行されたもの
市区町村税の納税証明書 （個人の場合は国保料も含む）	○	○	本店所在地の市区町村が発行する未納の税額がないことの証明書 ※入札参加資格審査申請日から3カ月以内に発行されたもの
	東京23区に本店を置く法人の場合は、都道府県税・市区町村税にかえて「法人都民税」「法人事業税」の納税証明書を提出すること。		
登記事項証明書	○	—	地方法務局（本局及び支局）で発行される現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※入札参加資格審査申請日から3カ月以内に発行されたもの
身分証明書	—	○	本籍地の市区町村で発行 ※入札参加資格審査申請日から3カ月以内に発行されたもの
営業に関する登録証明書等	△	△	
暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	○	○	
チェックリスト	○	○	

資格審査申請に必要な提出書類（業務・部門を追加する場合）

○・・・必ず提出

△・・・該当する場合に提出

	法人	個人	備考
競争入札参加資格審査業務追加申請書	○	○	様式第8号
測量等実績調書	○	○	様式第3号（既存のもの、現況報告書でも可。追加する業務区分のみで可。）
技術職員名簿	○	○	様式第4号（既存のもの、現況報告書でも可）
技術職員総括表	○	○	様式第5号
技術職員実務経験証明書	△	△	様式第6号 高知県内に本店を置く者のみ該当
営業に関する登録証明書等	△	△	

【申請書作成要領】

1. 申請書類

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号①②）

1 申請区分

平成31・32(令和2)年度の申請をしている方は「継続」に「1」、それ以外の方は「新規」に「1」を記入すること。

2 商号名称（フリガナ）

カタカナで記入し、濁音及び半濁音を表す文字は1文字として扱うこと。

（法人の種類を表す文字は記載しないこと。）

3 商号名称

法人の種類を表す略号を記入すること。

4 代表者名（フリガナ）

カタカナで記入し、濁音及び半濁音を表す文字は1文字として扱うこととし、姓と名の間は1文字空けること。

5 代表者名

姓と名の間は1文字空けること。

6 代表者役職名

法人の場合は代表者の役職名を、個人事業者の場合は「代表者」と記入すること。

7 本社所在地

丁目、番地等は「-」（ハイフン）で記入すること。

9 本社電話番号、11 本社FAX番号

市外局番、局番、番号を「-」（ハイフン）で区切り、左詰めで記入すること。

10 課税免税届

令和3年度に消費税の課税事業者であれば「課税」、免税事業者であれば「免税」に「1」を記入すること。

12 本社メールアドレス

本社のメールアドレスを記載すること。

13 申請業務、及び登録の有無

① 申請しようとする業務について、「申請」の欄に「○」を記入すること。

② 申請業務のうち、下記の部門は、法令等による営業の登録をしているものに限るものとし「登録」の欄に「○」を記入すること。

※（県内業者） 1～3の測量業務全部門、4建築一般、5意匠、6構造、43不動産鑑定、44登記手続等、46環境調査、48水質等分析の申請。

※（県外業者） 1～3の測量業務全部門、4建築一般、5意匠、6構造、14～34土木関係建設コンサルタント全部門、35地質調査業務、36～44補償コンサルタント全部門、46環境調査、48水質等分析の申請。

14 建築士事務所登録区分

登録の種類について下記により記入すること。

1級建築士事務所	1
2級建築士事務所	2
木造建築士事務所	3

15 計量証明事業登録区分

登録の種類について、下記により登録しているものすべてを記入すること。

濃度	1
音圧レベル	2
振動加速度レベル	3

16 その他詳細

申請業務のうち、「その他」を申請する場合に業務の内容を簡潔に記入すること。

17 測量等実績高

コンサルタント業務のみの実績とし、建設業等兼業部分の実績は除く。

① 審査基準日の直前1年度及び2年度の完成業務高について記入すること。また、決算が6ヶ月の場合や、決算期変更の場合等は、枠を二分するなどして記入すること。

② 「直前2か年の年間平均実績高」は、2年度の合計額を2で除した額（千円未満四捨五入）を右詰めで記入すること。

18 自己資本額

審査基準日の直前決算の自己資本額を記入すること（貸借対照表 純資産の部「純資産合計」の額を記入すること）。

19 営業年数

1年未満の端数は切り捨てること。

20 登録を受けている業務

登録事業名欄の業務について、登録番号及び登録年月日を記入すること。

21 技術職員実数（無資格者含）

審査基準日現在で、管理部門、営業部門などを除き、コンサルタント業務にたずさわる技

術職員の人数を記入すること。

22～29 受任者欄

本社以外の営業所に契約権限を委任する場合は、1～12と同様に記入すること。

2. 添付書類

ア 営業所一覧表（様式第2号）

- ① 本店以外に営業所を置く者のみ提出すること。
- ② 必要事項が明記されていれば、任意の様式でも可。

イ 測量等実績調書（様式第3号）

- ① 申請しようとする業務区分の部門（申請業務区分の横に（ ）書きで記載）ごとに作成すること。（例：土木関係（道路））
- ② 過去2か年分の完了業務について記載すること。注文者欄には、下請の時は元請先を記入すること。
- ③ 必要事項が明記されていれば、任意様式でも可。

ウ 技術職員名簿（様式第4号）

- ① 審査基準日現在で、管理部門、営業部門などを除き、コンサルタント業務にたずさわる技術職員について記入すること。
※職員とは、雇用期間を定めず、継続して雇用されている者で、原則として月給制の適用者及び雇用保険、健康保険、厚生年金保険の被保険者が対象。
- ② 「頁数」は、右詰めで記入すること。
- ③ 「技術職員総合計」は、技術職員名簿に記載された人数の合計の数を右詰めで記入すること。
- ④ 「資格の名称及び部門」は、資格の名称及び部門（免許等でなく実務経験年数による場合はその旨）を記入すること。また、資格等はなく実務経験により技術者と認められるものは、技術者実務経験証明書（様式第6号）を添付すること。
- ⑤ 必要事項が明記されていれば任意の様式でも可。

エ 技術職員総括表（様式第5号）

直接雇用の常勤職員について、申請業種に関係なく表にある資格を有する者はすべて記入すること。また複数の資格を置く者はすべての資格に記入すること。ただし、実務経験者は除く。

オ 技術者実務経験証明書（様式第6号）

- ① 高知県内に本店を置く者のみ提出すること。
- ② 資格等はなく、実務経験年数により技術者と認められる者がある場合のみ提出すること。
- ③ 必要事項が明記されていれば、任意の様式でも可。

④ 実務経験を有する者の要件は、以下のとおり。

<p>土木関係建設コンサルタント業務に従事またはこれを管理した期間の合計年数が次のいずれかに該当する者。</p>	<p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学卒業者にあつて、建設コンサルタント等業務について 13 年以上（大学院修了の場合、就学年数を実務経験とみなす）の実務経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつて、建設コンサルタント等業務について 15 年以上の実務経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校卒業者にあつて、建設コンサルタント等業務について 17 年以上の実務経験を有する者</p> <p>(4) 上記各項に該当する学歴と同等以上であると認められる学力を有し、かつ各項の実務経験を有する者</p>
<p>地質調査業務に従事した期間の合計年数が、次のいずれかに該当する者。</p>	<p>(1) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において、土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。以下同じ）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した後、8 年以上の実務経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校卒業者において、土木工学、建築学、地質工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した後、10 年以上の実務経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において、(1)に掲げる学科以外の理工系の学科を修めて卒業した後 10 年以上の実務経験を有する者</p> <p>(4) 13 年以上の実務経験を有する者</p>